

## 『通知カード』ってどんなカードですか？

『通知カード』には、①個人番号 ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤性別 が記載されています。カードと言っても、紙でできていますので破ったり、汚したりしないようご注意ください。

▼このカードはあなたにマイナンバーを通知するための『通知カード』です。



あなたのマイナンバー（個人番号）です。

平成28年1月以降、職場や行政手続きなどの際にマイナンバーの提示を求められることになります。

マイナンバーと通知カードは大切に。

- ▶提供を求めることができる者（国の行政機関や地方公共団体、勤務先など）以外は、マイナンバーの提供を求めてはなりません。
- ▶転居や婚姻などの手続きの際には、通知カードに記載されている事項も変更となりますので、必ず通知カードをお持ちください。（転居の場合は世帯全員分が必要となります。）



通知カードは重要な書類だから、間違えて捨てないように大切に保管してね。

## 『通知カード』が届きません。どうしたらいいですか？

簡易書留を受け取ることができなかった場合や『宛所不明』などの場合は市役所に戻ってきます。返戻された『通知カード』は3カ月保管しますので、市民課へ身分証明書を持参して、受け取りに来てください。

保管期間が過ぎると廃棄することになりますので、その後に受け取りに来た場合には、再発行（手数料がかかります）の手続きが必要となります。

※10月中旬から発送が始まり、11月中には、ほぼ全ての世帯へお届けされる予定ですが、一部、12月初旬になってしまうかたもいることを、あらかじめご了承ください。

## マイナンバーって必要ですか？

来年1月から、社会保障や税の手続きでマイナンバーが必要となるため、市役所などで手続きをするときは、年齢を問わず利用することになります。

また、市役所などだけでなく、勤務先やアルバイト先、契約している生命保険会社や証券会社などでも社会保障や税の手続きのためにマイナンバーを聞かれた場合には、通知する必要があります。

法律や条例で決められた目的以外に、むやみに他人にマイナンバーを教えないでね。



11月号では個人番号カードについてお知らせします。



通知カードの配送状況については ☎0570-783-578（全国共通ナビダイヤル）  
平日 午前8時30分～午後10時  
土日・祝日 午前9時30分～午後5時30分  
カードについて 市民課住民記録係 ☎⑤6755  
制度について 総務課行政総務係 ☎⑤6719  
マイナンバー制度の詳細はホームページでもご覧になれます。 [政府広報](#) [検索](#)



## マイナンバーの『通知カード』が送付されます

いよいよ今月中旬から、皆さんにマイナンバーをお知らせする『通知カード』の送付が始まります。

## 『通知カード』はどのように届きますか？

通知カードは、転送不要の簡易書留で、住民票の住所へ世帯ごと（世帯主宛に世帯全員分）に送付されます。封筒が届いたら、まずは中身を確認しましょう。



『不在連絡票』が置かれている場合には、必ず再配達依頼をするか、郵便局へ受け取りに行きましょう。

郵便局に転居届を提出していても転送されませんのでご注意ください。

簡易書留の中には、次の3つが入っています。

- ▶通知カード・個人番号カード交付申請書
- ▶返信用封筒
- ▶マイナンバーについての説明書類

## 封筒の中を見てみよう！『通知カード』と『個人番号カード交付申請書』

▼封筒には、このような通知カード・個人番号カード交付申請書が入っています。

**通知カード**

切り取って大切に保管してください。

**個人番号カード交付申請書**

個人番号カードの交付を希望されるかたは、この部分に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。

**視覚障がい者用音声コード**

10000019 01/01  
3190110000019#

おもて

**顔写真貼付欄**

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影  
・正面、無帽、無装束のもの  
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。  
 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被保見人の方には印刷発行されません。  
 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が有効されないこととなります。

15歳未満の方、成年被保見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。  
●申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。  
●裏面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。  
●切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

うら